

## 北海道労働局に対して「働く人びとのいのちと健康をまもり、労働災害対策等の改善を求める要請」について

3月17日、いの健北海道センターは、北海道労働局に対し、「働く人びとのいのちと健康をまもり、労働災害対策等の改善を求める要請書」についての要請・懇談を行いました。

北海道労働局との懇談は、当初1月25日に予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大により延期されていたものです。

要請内容は、1.コロナ感染症について 2.長時間労働の削減対策について 3.ハラスメントについて 4.過労死等労災申請の結果について 5.北海道における労働行政の充実・強化に関して の全5項目についてです。

いの健道センターからの参加者は4人が参加。北海道労働局からは5人が参加し、要請書への回答および質疑を行いました。

労働局からの回答、質疑応答、懇談は以下の通りです。

### 1、コロナ感染症関連

A 医療従事者等（含む介護職）の労災請求 1,397 件、支給件数 1,258 件（2021 年 10 月までの実績）。

Q 医療機関や介護事業所でクラスター発生が相次いでいる。申請件数が少ない。周知は行われているのか？コロナ後遺症は労災で対応しているのか？

A クラスター発生事業所、医療業種団体に対し請求勧奨を行っている。

後遺症は、倦怠感、肺機能低下、嗅覚・味覚障害などで休業必要なものを対象としている。支給決定事例は道内にはいない。後遺症は厚労省でリーフレットを発行している。確認願いたい。

### 2、長時間労働の削減対策

A 36 協定の届け出、過去 3 年間増加している。労働者代表の適正な選出も指導している。80 時間を超える時間外・休日労働のある事業所に監督指導を実施している。

Q 具体的な指導内容は？

A 時間外の削減計画、「働き方改革推進支援センター」の紹介、産業医による面接指導などを事業者へ指導している。

### 3、ハラスメントについて

A 令和 2 年の総合労働相談 42,000 件と過去最高を記録した。うち 3 分の 1 は、いじめ・いやがらせで、10 年連続最多を更新している。4 月 1 日からすべての事業所でパワハラ予防措置が義務化になる。パンフレット発行、説明会など開催してきた。

Q ハラスメントで精神疾患を発症した人の相談対応で、有資格者の配置は出来ないか？

A 体制強化については、厚労省に申請している。

Q 企業内の相談窓口の運用方法が不明の場合の労働局の指導内容は？

A 委託事業として「北海道働き方改革推進支援センター」で、企業に対する無料相談、訪問コンサルタント実施している。

### 4、過労死等労災申請の結果について

A 北海道の精神疾患による過労死認定率は 44.3%で全国を上回っている。

脳・心臓疾患の認定率は 33.3%で、減少傾向であるが全国を上回っている。

Q ハラスメントの労災認定にあたり労働局ではどこまで踏み込んで調査することが出来るのか？

A 調査権は無いので、申請者の周囲の聞き取り、メモなどの資料収集で、事実認定を進めている。

#### 5、北海道における労働行政の充実・強化について

A 北海道労働局の人事体制、人事配置等は行政内部の運営事項のため、回答できない。労働局のすべての分野で人員不足のため業務山積している。厚労省に人員増要請している。労働行政への増員の要望していただけるとありがたい。

Q 我々は、委託でなく公務員としての職員体制強化を求めている。その点では双方同じ認識で良いか？

A 内閣府で公務員削減改革が進行している。公務員の絶対数の増加が必要。公務員の増員に向けた取り組みへの理解と協力を頂きたい。